

## 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）について

法務省入国管理局  
厚生労働省職業能力開発局

### 1. 制定の趣旨

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）については、第 192 回国会において成立し、平成 28 年 11 月 28 日に公布されたところである。

今般、技能実習法の施行に伴い、技能実習法において実習実施者及び監理団体に帳簿書類を保存・作成する義務を課す規定（法第 20 条及び第 41 条）について、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「通則法」という。）の対象とし、書面に代えて電磁的記録により作成・保存することを容認する旨の規定を定めるとともに、電磁的記録により行う場合の要件を併せて規定するもの。

### 2. 制定内容

#### (1) 電磁的記録による保存

- ・ 電磁的記録による保存を認めるものとして、技能実習法第 20 条（実習実施者による帳簿の備付け）及び第 41 条（監理団体による帳簿の備付け）の規定に基づく書面の保存を位置付ける。
- ・ この場合において、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないものとする。
  - ① 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「光ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
  - ② 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- ・ また、民間事業者等が、電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならないものとする。

#### (2) 電磁的記録による作成

- ・ 電磁的記録による作成を認めるものとして、技能実習法第 20 条（実習実施者による帳簿の備付け）及び第 41 条（監理団体による帳簿の備付け）の規定に基づく書面の作成を位置付ける。
- ・ また、民間事業者等が、電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は光ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないものとする。

### 3. 根拠条文

通則法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項

### 4. 施行期日

技能実習法の施行の日